

令和元年第4回邑南町議会定例会 議事日程（第1号）

令和元年9月2日（月）午前9時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第7号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解 汚水流入事故の損害)

報告第8号 邑南町開発公社の経営状況の報告について

報告第9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第10号 平成30年度邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検・評価報告について

報告第11号 例月現金出納検査結果報告について

報告第12号 平成30年度定期監査報告について

日程第5 議案の上程、説明

議案第21号 平成30年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第22号 平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第23号 平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第24号 平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第25号 平成30年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第26号 平成30年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第27号 平成30年度邑南町水道事業会計決算の認定について
- 議案第28号 邑南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第30号 邑南町表彰条例の一部改正について
- 議案第31号 邑南町消防団条例の一部改正について
- 議案第32号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第33号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第34号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第35号 邑南町印鑑条例の一部改正について
- 議案第36号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について
- 議案第37号 邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 邑南町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第39号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第40号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第3号について

議案第41号 令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

議案第42号 令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号
について

議案第43号 令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について

議案第44号 令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第45号 令和元年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

日程第6 陳情文書表

陳情第2号 島根県に種子条例制定を求める意見書の提出を求める陳情

令和元年第4回邑南町議会定例会（第1日目） 会議録

【令和元年9月2日（月）】

—— 午前9時30分 開会 ——

開会宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。ただ今から、令和元年第4回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付をしたとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。6番漆谷議員、7番大屋議員、お願いをいたします。

日程第2 会期の決定

●山中議長（山中康樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、9月2日から9月13日までの12日間としたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、9月2日から9月13日までの12日間とすることに決定いたしました。

日程第3 行政報告

●山中議長（山中康樹） 日程第3、行政報告。これより町長に、中間行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 令和元年第4回邑南町議会定例会の開会にあたり、決算認定案、

条例案、予算案の説明に先立ちまして、決算状況、財政状況及び現在進めております諸施策等についてご報告申し上げ、町議会並びに町民の皆様へのご理解とご協力を賜りたいと存じます。平成30年度における各会計の決算につきましては、本定例会にご承認をお願いするよう提案していますが、その概要につきましてご説明いたします。まず、一般会計につきましては、歳入総額116億3,840万7,503円に対しまして、歳出総額114億2,782万5,228円で、差し引き2億1,058万2,275円の黒字でございましたが、繰越明許により翌年度へ繰り越すべき財源の1,467万7,000円を差し引きますと、実質収支額は1億9,590万5,275円の黒字でございます。次に、特別会計でございますが、国民健康保険事業特別会計は、歳入総額14億3,981万903円に対しまして、歳出総額14億1,525万7,076円で、差し引き2,455万3,827円の黒字。国民健康保険直営診療所事業特別会計は、歳入総額2億5,067万7,331円に対しまして、歳出総額2億4,986万9,999円で、差し引き80万7,332円の黒字でございましたが、繰越明許により翌年度へ繰り越すべき財源の34万4,000円を差し引きますと、実質収支額は46万3,332円の黒字でございます。後期高齢者医療事業特別会計は、歳入総額3億7,252万7,350円に対しまして、歳出総額3億7,037万4,520円で、差し引き215万2,830円の黒字。下水道事業特別会計は、歳入総額9億1,615万7,861円に対しまして、歳出総額9億244万6,081円で、差し引き1,371万1,780円の黒字。電気通信事業特別会計は、歳入総額4億7,633万9,289円に対しまして、歳出総額4億6,403万5,462円で、差し引き1,230万3,827円の黒字でございます。水道事業の収支状況につきまして、消費税抜きで申し上げます。事業収益3億8,792万5,857円、事業費用4億4,087万6,215円で、当年度欠損金は5,295万358円となりました。決算に基づく普通会計の財政指数につきましては、経常収支比率は96.3%で、前年度対比で2.2ポイント上昇しております。いわゆる財政健全化法に係る判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字額がないため早期健全化基準に該当する数値はございません。実質公債費比率は、単年度数値では1.3ポイント上昇の15.3%、比率として使用される3年平均の数値としましても14.5%で0.5ポイントの上昇となっております。また、将来負担比率は108.5%と0.5ポイントの減少となっております。実質公債費比率及び将来負担比率のいずれも早期健全化基準となる数値は下回っております。水道事業会計、下水道事業特別会計に係る資金不足比率については、資金不足がないため経営健全化基準に該当する数値はございません。次に、本年度の財政運営について申し上げます。本年度の普通交付税の配分が7月23日に決定されました。概要としましては、普通交付税が53億2,492万7,000円、臨時財政対策債発行可能額が1億8,523万8,000円で、合わせて55億1,016万5,000円でございます。平成30年度と比較しますと2.2%の減少、額にして1億2,132万2,000円の減額となっております。普通交付税につきましては、下水道費において有収水量の算出方法が見直されたことによる投資補正の増加や、保健衛生費において上水道事業への高料金対策拠出基準を満たしたことによる密度補正の増加などの増額要因はあるものの、合併後10年を経過したことによる平成27年度からの合併特例措置が最終年度を迎えていること、道路橋りょう費において、臨時地方道整備事業債分の事業費補正が減少したこと、地方債の償還に対する普通交付税措置額が償還額の漸減に合わせて減額となって

いることなどから、全体として交付額は減額となっております。なお、当初予算におきましては、いずれも決定額を下回る金額を計上しておりますので、この配分結果に基づき、今回の一般会計補正予算におきまして、普通交付税を1億2,523万2,000円増額、臨時財政対策債を7,728万6,000円増額することとしております。また、平成30年度決算に基づき、繰越金を1億8,590万5,000円増額し、当初予算措置額と合わせ1億9,590万5,000円とすることにしておりますのでよろしくお願いいたします。次に、道の駅瑞穂の再整備について申し上げます。8月23日、事業実施に向けた必要事項の検討を目的に、「道の駅瑞穂再整備検討委員会」を設置しました。委員会には関係する諸団体代表による本会議と、実務者によるワーキンググループ会議を置き、必要な機能規模、整備主体や運営体制等について議論いただくこととしております。次に、地区別戦略実現事業について申し上げます。「関係人口の創出」をテーマに実施しているハード整備コンペ事業には、井原地区の井原そばづくり同好会が「井原つながるそばコミュニティ事業」で、矢上地区の矢上地区別戦略事業協議会が「学びと地域交流拠点～エキノマエ～」で、阿須那地区のYUTAかプロジェクトが「鉄道公園と連携した関係人口創出交流拠点整備事業」で、高原地区の高原を楽しくする会が「タカハランドスケープ」で、それぞれコンペに参加され過去最多4団体の審査となりました。採択は1地区のみであり、民間委員を含む8名の審査員が、書類による1次審査と、8月19日にはプレゼンテーション・質疑応答による2次審査を実施、4地区とも高評価を得ました。結果として得点上位の阿須那地区の事業を採択決定しました。次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。本年度の入学生が定員90名に対し69人となり、特に町内中学校からの入学者が38人と、卒業生72人の52.7%にとどまりました。過去の実績ではオープンスクールへの参加者が多い年は入学者数も多くなる事を踏まえ、7月22日の矢上高校教育振興会総会において、町内中学生の矢上高校オープンスクールへの参加率100%を目指すことを確認しました。8月20日には1回目のオープンスクールが実施され、部活動の大会等で参加できない生徒さんもあるなか、町内の中学3年生74人の内47人、63.5%の生徒さんに参加いただきました。町外・県外を含めると総勢139人の参加があり、昨年を32人上回りました。11月17日には2回目のオープンスクールがあります。矢上高校を訪れ高校側の説明を受けた後に進路選択して頂くよう、引き続き参加を呼び掛けてまいります。次に、三江線跡地活用状況について申し上げます。宇都井駅周辺・口羽駅周辺・江平駅周辺の鉄道資産について、JR西日本米子支社と協議した結果、6月18日に土地等無償譲渡契約書・確認書を交わし、7月1日契約書記載物件について受領いたしました。3月に田所公民館で実施した全町対象の説明会に加え、改めて矢上・口羽・出羽の各公民館で説明会を開きました。ここでは、町内各地の体験施設を結ぶ観光ルートの確立を急ぐこと、体験施設の一つとして鉄道公園が令和2年4月からスタートできるよう管理体制の確立を図ること、また5年に1度実施する宇都井駅などの点検修繕の際には、JR協力金を原資にした基金の残高や、鉄道公園の運営状況等を見極めながら、計画の見直しを含めた検証を行い、事業継続について理解を求める事、等について説明しました。次に、邑南町しごとづくりセンターについて申し上げます。邑南町しごとづくりセンターは、4月から福山ビジネスサポートセンターのスタッフにより相談業務を続けております。このほど7月1日付けで新しいセンター長に矢吹穰氏が就任しました。矢吹氏は現在、静岡県富士市で研修中で、9月20日に研修を修了した後、10月1日から相談業務を

開始する予定となっております。次に、ふるさと寄附について申し上げます。今年の4月から8月27日までの間に寄せられたふるさと寄付金の額は、約2,385万円で、前年度の同じ時期の約5倍となっております。希望される返礼品の一番人気は、米で、金額ベースで全体の約半分を占めております。今後の見通しといたしましては、今年度に入って対前年度で、約5倍に寄付金額が伸びていることを考えますと、昨年度1年間で約5,000万円でしたので、今年度は5倍の2億5,000万円程度になるのではないかと予想いたしております。次に、邑南町子ども健康サポートネットワーク推進委員会の設置について申し上げます。本町では、妊娠期から出産、育児期において切れ目のない支援と、児童生徒等が抱える現代的な健康課題を解消し健やかな成長を促すことを目的に、8月22日「邑南町子ども健康サポートネットワーク推進委員会」を設立しました。この推進委員会は、島根大学医学部小児科竹谷教授をはじめ島根県、公立邑智病院、町内保育所・小中学校、矢上高校、石見養護学校の代表などで組織され、子どもさんの健康を町全体で支えていこうとするものです。今後、島根大学医学部小児科との連携を深めながら、関係者間の情報共有と養護教諭、栄養教諭、保育士、保健師など専門職への研修会を開催するなど、よりの確に児童生徒等の健康状態を判断する力が養われるような機会をもつことで健康課題の解決につなげていきたいと考えています。次に、税務職員相互併任制度の活用について申し上げます。平成29年度に引き続き、7月1日から島根県との税務職員相互併任制度を活用いたしまして、滞納整理の共同実施、実務研修を行い、職員の徴収技術の向上、滞納額の縮減に努めております。次に、A級グルメの取り組みについて申し上げます。本町が平成23年度から進めております、A級グルメ構想を全国に広げるため、北海道鹿部町・福井県小浜市・宮崎県都農町・島根県西ノ島町・邑南町の1市4町で、にっぽんA級（永久）グルメのまち連合を結成し、本年5月、結成後初めての総会を邑南町で開催したところです。この取り組みの一環として、連合の事務所があります東京都千代田区の千代田プラットホームサービスに隣接したビルに、A級グルメアカデミーを千代田プラットホームサービス協力のもと開設する運びとなりました。具体的な事業内容としては、東京都内でA級グルメ構想の理念を基に、実践的な飲食店実習及び飲食店開設に必要な経営等の座学を1年コースと短期コースで学ぶことができるものです。A級グルメアカデミーの飲食店実習では、飲食店側から賃金も支給されるため、通常の料理学校より経費の負担を抑えることができます。卒業後は、連合加盟自治体の地域おこし協力隊への進路も視野に入れております。都内及び関東圏の受講生だけでなく、連合加盟自治体の住民、主に高校生も募集し、今後は飲食店だけでなく、地方で必要とされる福祉・医療施設の料理人育成も目指していく予定です。引き続き、ご理解を賜りますようお願いいたします。次に、農林業の振興について申し上げます。はじめに、水稻の状況ですが、本年は田植え時期を前に晴天が続き、4月末に降って以降、なかなか雨が降らない状況が続きました。冬に降雪が少なかった影響もあると考えておりますが、町内の一部では、水不足により田植えの準備や田植えができないほ場がありました。そのような中、主食用水稻の作付けは、1,034ヘクタールとなりました。その内、ハープ米コシヒカリが138.7ヘクタール、ハープ米きぬむすめが15.5ヘクタールとなり、それぞれ前年度と比較して増加となっております。そのほか、飼料用イネが54.8ヘクタール。飼料用米が4ヘクタール。大豆が4.9ヘクタール。ソバが12.1ヘクタールなどとなりました。次に、コメの買い取り価格についてですが、JAしまねから令和元年産米の買い取り価格が発表されました。きぬ

むすめ、つや姫、酒米、もちなど、1等米で30kgあたり50円から250円高い価格となっています。JA島根おおち地区本部の主力米であるコシヒカリ1等米は、30kgあたり昨年と同じ6,600円。同様にハーブ米コシヒカリも7,400円となっています。ハーブ米コシヒカリに対しては、町からさらに200円上乗せ助成し、集荷に力を入れていくこととしています。本年は、高温、水不足に続き、8月15日の台風10号、九州北部に大雨特別警報が発表された8月27日からの長雨と続き、農家の皆様にとっては、一年を通して心配が続く年になりました。しかしながら、日照時間は平年の1.5倍近くあったとして、作柄は平年並みになると予測されていましたが、先ほど述べました台風や長雨の影響もありましたので、今後、等級検査の状況等を見守っていきたいと思います。次に、森林環境譲与税についてですが、昨年度末の基金条例の制定、基金の創設を受けて、現在関係各課担当者レベルのワーキング会議を開催し、森林環境譲与税の使途について検討しています。また、町内の林業事業体、木材協会、農林振興課、オブザーバーとして県西部農林振興センター県央事務所林業部、県森林協会森林経営推進センターで構成する、邑南町新たな森林管理システム運営協議会を設立いたしました。今後この運営協議会において、新たな森林管理制度の推進について検討し、森林の公益的機能の維持増進、地域林業の発展につなげていきたいと思っています。引き続き、ご理解を賜りますようお願いいたします。次に、建設関係の事業について申し上げます。まず、県道改良事業でございますが、浜田作木線高見工区改良工事につきましては、高見川と出羽川の合流付近の法面掘削工事が進められています。また、高見橋の橋りょう下部工や馬場橋の橋りょう上下部工を行っていただきます。また吉原工区は擁壁工や側溝工など、順調に改良工事が進められています。仁摩邑南線荻原工区につきましては、荻原橋の上部工の工事を発注されました。国道261号鱒渕工区、甲田作木線日南川工区、田所国府線市木工区は昨年度に引き続き改良工事を行って頂きます。続きまして、町道改良事業でございますが、本年度9路線の改良・舗装事業を計画しており、現在まで当初の予定どおり工事発注を行って頂いています。災害復旧事業でございますが、梅雨前線豪雨（7月18日～7月22日）による災害が発生し、被災箇所の現地精査を行いました。その結果、国庫補助事業の対象箇所は、農地災害8箇所、農業用施設災害2箇所です。単独災害につきましては、農業用施設1箇所、林道は5路線7箇所、町道7路線17箇所、河川は2河川2箇所でございます。国庫補助事業につきましては、10月下旬から11月上旬にかけて災害査定を受け、順次工事発注を行い早期の復旧を目指します。また、単独災害につきましても順次測量設計業務や復旧工事を発注し、早期の復旧を目指します。教育委員会関係ですが、まず学校教育課の関係について申し上げます。「平成30年度邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検・評価報告書」についてですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づきまして、「報告書を議会に提出し、公表しなければならない。」と規定されていることから、今定例議会において教育委員会から提出されます。これは、教育委員会の権限に属する事務について、自らが自己点検評価し、学識経験を有する者で構成された第三者評価機関の委員による意見を付して、報告書としてまとめたものです。なお、評価結果につきましては、今後の教育行政推進の一助としています。次に、外国語指導助手の体制について申し上げます。これまで、一人体制であった外国語指導助手について、この2学期から二人体制にいたします。お二人ともアメリカ合衆国から来ていただいております。男性のスコット・シェインさんは中学校、女性のハザー・ビアンカさんは小学校を担当してもらいま

す。任期は、令和2年8月4日までです。次に、部活動の全国大会等への出場について申し上げます。8月21日から24日まで大阪府で開催された「第46回全日本中学校陸上競技選手権大会」の男子400メートルに、瑞穂中学校の新井裕太さんが、女子100メートルハードルに金子継さん、が、出場されました。また、8月21日から大阪府で開催された第49回全国中学校剣道大会に田所地区の三上星さんが出場されました。三上さんは現在、北広島町の新庄中学校に通学されており広島県予選を勝ち抜いて全国大会へ出場をされました。次に、生涯学習課関係について申し上げます。12月18日から27日までの10日間の予定で計画いたします、フィンランド共和国交流派遣事業についてでございます。今回の募集につきまして、事務局より事前に町内中学校、矢上高等学校及び石見養護学校に出向き、過去の写真、映像を使いながら本事業のねらい等を紹介しながら各学校の生徒の皆様へ理解を求めました。その結果、中学校より18名、高校より4名のたくさんの応募をいただいたところでございます。その後選考委員会を経て16名の参加者を決定いたしました。今後6回程度の事前学習会を計画しております。特に訪問を予定しておりますエスポンラフティ高校生とインターネットを介しての事前交流、文化ボックス事業等を実施し当日を迎えるよう計画しております。つづきまして、邑南町スポーツ大会出場助成についてです。7月25日から栃木県那須塩原市で開催されました第36回全日本小学生ソフトテニス選手権大会に、はすみスポーツ少年団平佐凄風さんが出場されました。今回の経験を生かし、さらなる飛躍を期待いたします。次に、国保直営診療所事業について申し上げます。矢上診療所の常勤の医師について、適任者の方1名に採用内定通知を出し、応諾していただきました。勤務は令和2年4月1日から、ご家族で邑南町に居住していただく予定でございます。つきましては、医師住宅についてでございますが、新しい医師は新築を望んでおられず、徒歩でも通勤可能な範囲で住宅を希望されていることもあり、矢上診療所の近くの空き家を改修し、医師住宅として整備していく方針でございます。空き家の持ち主の方からは、土地は無償貸借、建物は町に寄附をしていただいただけという返事をいただいているところです。本定例会で、矢上診療所の医師住宅整備事業を補正予算に計上しておりますので、何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。以上、9月議会定例会の開会にあたり、本年度の諸施策について、中間行政報告をさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、決算認定案7件、条例案12件、補正予算案6件合せて25件としています。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。つづきまして、諸般の報告をさせていただきます。令和元年第1回邑智郡総合事務組合議会定例会が8月21日に開催され、平成30年度の事業報告並びに決算報告が承認されましたので、その概要についてご報告申し上げます。お手元に決算書をお配りしておりますのでご覧下さい。まず、一般会計でございますが、2ページをご覧ください。歳入総額は14億9,379万7,951円でございます。歳入の主なものは、構成3町の負担金などで、10億9,537万3,096円、国庫補助金が、1億4,636万9,000円、基金繰入金が、1億89万8,223円、前年度繰越金が、4,566万1,002円、などでございます。3ページをご覧ください。歳出総額は、14億1,987万4,573円となっています。歳出の主なものは、総務管理費が、2億6,731万5,810円、清掃費が、10億9,070万8,577円、公債費が、5,679万8,156円などござい

ます。4ページをご覧下さい。歳入歳出差引額及び実質収支額は、7,392万3,378円でございます。また、清掃費に关します各処理量につきましては、し尿処理量が、1万695キロリットルで前年度に対し、23キロリットル減少いたしました。ごみ処理量の実績は、ごみ搬入総量が5,110トンで前年度に比べ202トンの増加となりました。次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度にあたります。6ページをご覧下さい。歳入総額は36億9,877万129円でございます。7ページをご覧下さい。歳出総額は36億5,830万748円となっており、最後のページですが、歳入歳出差引額及び実質収支額は4,046万9,381円でございます。被保険者等の状況は、平成30年度末で、第1号被保険者は8,285人で前年同月末に対し53人の減、認定者数は1,784人で前年同月末に対し17人の増、認定率は21.5%で、前年同月末に対し0.3%の増となっています。介護保険料の収納状況は、平成30年度末の未納額が総額261万7,204円で未納者は63人、収納率は99.59%でございます。未納者に対しては、給付制限などの不利益処分が発生しないよう、事務組合と3町が連携をとり、早期完全納付に向け納付相談活動を継続してまいります。以上ご報告申し上げます。

●山中議長（山中康樹） 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。



日程第4 報告事項

●山中議長（山中康樹） 日程第4、報告事項。報告第7号専決処分の報告について。報告第8号邑南町開発公社の経営状況の報告について。報告第9号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。報告第10号平成30年度邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検・評価報告について。報告第11号例月現金出納検査結果報告。報告第12号平成30年度定期監査報告について。以上、6件の報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。



日程第5 議案の上程、説明

●山中議長（山中康樹） 日程第5、議案の上程、説明に入ります。議案第21号平成30年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について。議案第22号平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第23号平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第24号平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第25号平成30年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第26号平成30年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第27号平成30年度邑南町水道事業会計決算の認定について。議案第28号邑南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について。議案第29号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第30号邑南町表彰条例の一部改正について。議案第31号邑南町消防団条例の

一部改正について。議案第32号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第33号邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第34号邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について。議案第35号邑南町印鑑条例の一部改正について。議案第36号邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について。議案第37号邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。議案第38号邑南町水道事業給水条例の一部改正について。議案第39号邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。議案第40号令和元年度邑南町一般会計補正予算第3号。議案第41号令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。議案第42号令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号。議案第43号令和元年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号。議案第44号令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号。議案第45号令和元年度電気通信事業特別会計補正予算第1号。以上、議案を一括上程いたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます

○石橋町長（石橋良治） 議案第21号から議案第27号までの提案理由をご説明申し上げます。これらの議案は、平成30年度の各会計の決算につきまして、議会の議決を求めるものでございます。一般会計につきましては、歳入決算額116億3,840万8,000円、歳出決算額114億2,782万5,000円、歳入歳出差引2億1,58万3,000円となっています。国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額14億3,981万1,000円、歳出決算額14億1,525万7,000円、歳入歳出差引2,455万4,000円となっています。国民健康保険直営診療所事業特別会計につきましては、歳入決算額2億5,067万7,000円、歳出決算額2億4,987万円、歳入歳出差引80万7,000円となっています。後期高齢者医療事業特別会計につきましては、歳入決算額3億7,252万7,000円、歳出決算額3億7,037万5,000円、歳入歳出差引215万2,000円となっています。下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額9億1,615万8,000円、歳出決算額9億244万6,000円、歳入歳出差引1,371万2,000円となっています。電気通信事業特別会計につきましては、歳入決算額4億7,633万9,000円、歳出決算額4億6,403万5,000円、歳入歳出差引1,230万4,000円となっています。水道事業会計決算につきましては、収益的収入及び支出については、収入総額4億431万4,000円、支出総額4億4,970万7,000円、資本的収入及び支出については、収入総額3億4,414万4,000円、支出総額4億9,887万4,000円となっています。収入不足額1億5,473万円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当該年度分損益勘定留保資金で補填することとしたところです。水道事業会計を除く一般会計、特別会計合わせまして、歳入決算額150億9,392万円、歳出決算額148億2,980万8,000円、歳入歳出差引2億6,411万2,000円となり一般会計は翌年度へ繰越すべき財源、1,467万7,000円を除いた実質収支は、1億9,590万6,000円、国民健康保険直営診療所事業特別会計は翌年度へ繰越すべき財源、34万4,000円を除いた実質収支は、46万3,000円となっています。以上、詳細につきましては、そ

れぞれ担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 議案第21号平成30年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申しあげます。邑南町歳入歳出決算書をご覧ください。決算書の1ページから9ページまでが邑南町一般会計歳入歳出決算書ですが、主な項目の説明は後程、事項別明細書において説明いたしますので、ここでは合計額のみ申しあげます。4ページをお開きください。歳入合計でございますが、予算現額120億6,151万2,000円に対しまして、調定額は118億6,582万9,837円、収入済額116億3,840万7,503円、不納欠損額7万6,921円、収入未済額は2億2,734万5,413円でございます。収入済額は前年度に比べ0.4%の減、額にして4,766万7,435円の減額でございます。続きまして、歳出合計でございます。8ページをお開きください。歳出合計でございますが、予算額は歳入と同額でございます。支出済額は114億2,782万5,228円、翌年度への繰越額が4億3,681万6,000円、不用額が1億9,687万772円でございます。支出済額は前年度に比べ0.03%の増、額にして329万7,410円の増額でございます。歳入歳出差し引き残高は、2億1,058万2,275円でございます。主な項目につきまして事項別明細書で御説明いたしますので、事項別明細書の10ページをお開きください。主なもののみ説明させていただきます。歳入1款町税でございます。町税全体の額でございますが、調定額10億6,492万7,379円に対しまして収入済額は10億2,831万3,278円で、収納率は96.6%となっており、昨年と比べ0.2ポイント上がっております。また、不納欠損額は、7万6,921円で前年度と比べ30万180円の減額。収入未済額は、3,653万7,180円となっており、前年度と比べ96万6,152円の減額でございます。12ページをお開きください。2款地方譲与税でございます。調定額及び収入済額は同額で、1億5,311万8,000円でございます。14ページをお開きください。下から3段目9款地方交付税でございます。収入済額は59億7,932万2,000円で前年度と比べ4.1%の減、額にして2億5,814万1,000円の減額でございます。減額の要因でございますが、普通交付税の合併算定替の段階的縮減が継続していること、道路橋りょう費において、臨時地方道整備事業債分の事業費補正の減額などによるものでございます。一番下の段、11款分担金及び負担金でございます。調定額1億5,253万8,794円に対しまして、収入済額は1億4,195万4,378円でございます。収入未済額は1,058万4,416円となっており、前年度と比べ665万9,093円減額となっております。18ページをお開きください。12款使用料及び手数料でございます。調定額1億6,639万8,817円に対しまして、収入済額は1億6,570万6,076円。収入未済額は69万2,741円で、前年度と比べ2万6,000円の減額でございます。22ページをお開きください。13款国庫支出金でございます。調定額9億339万2,231円に対しまして、収入済額は8億5,716万2,651円で、前年度と比べ7,907万133円の増額でございます。保育所民営化

による施設型給付費負担金の増額などが主な要因でございます。28ページをお開きください。14款県支出金でございます。調定額10億3,493万7,090円に対しまして、収入済額は9億1,648万7,090円で、前年度に比べ2,932万9,539円の増額でございます。農林水産施設災害復旧費の増額などが主な要因でございます。38ページをお開きください。15款財産収入でございます。調定額及び収入済額は同額で、1,747万5,709円でございます。前年度に比べ133万8,593円の増額でございます。42ページをお開きください。16款寄附金でございます。調定額及び収入済額は同額で、5,295万9,722円でございます。前年度に比べ3,163万384円の増額でございます。ふるさと寄付金の増額が主な要因でございます。17款繰入金でございます。調定額2億7,624万9,545円に対しまして、収入済額は2億6,902万1,545円で、前年度に比べ481万7,857円の増額でございます。44ページをお開きください。18款繰越金でございますが平成29年度からの繰越金で前年度繰越金2億6,154万7,120円でございます。前年度に比べ7,592万6,316円の減額でございます。19款諸収入でございます。調定額2億8,011万1,430円に対しまして、収入済額2億7,248万7,934円で、前年度に比べ9,165万538円の減額でございます。減額の理由は、平成29年度決算には三江線代替交通確保負担金が含まれていたためでございます。収入未済額は762万3,496円でございます。52ページをお開きください。20款町債でございますが、調定額、収入済額同額で12億7,655万2,000円でございます。町債は、前年度に比べ2億642万1,000円の増額となっております。増額分としましては、おおなんネット基幹システム改修事業債3,590万円、東光保育園改築事業債9,160万円、ごみ処理施設整備事業債5,180万円、学校施設整備事業債9,460万円、災害復旧事業債は4,190万円増額の1億700万円などが主なものでございます。58ページをお開きください。歳出でございます。ページ数が多いため主な事業のみ説明させていただきます。また、経常経費が主な支出内容である事業も説明は省略させていただきます。はじめに、1款議会費でございますが、支出済額は9,731万7,200円でございます。2款総務費でございます。支出済額は15億9,646万588円でございます。総務費の主な内容でございますが、次の60ページをお開きください。右側のページの25節積立金の支出済額が1億6,093万1,678円でございます。内訳でございますが、備考欄002一般管理費中03財政調整基金管理費の積立金が1億2,249万6,780円、62ページをお開きください。備考欄でございますが16減債基金管理費の積立金が983万6,688円、17ふるさと基金管理費の積立金が2,855万1,521円でございます。70ページをお開きください。6目企画費でございます。主な事業としましては、備考欄でございますが、005地域コミュニティ再生事業449万6,000円72ページをお開きください。備考欄でございますが007邑学館運営費515万7,357円008矢上高校教育振興会補助事業費481万3,000円74ページをお開きください。備考欄でございますが016まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費6,997万5,421円76ページをお開きください。備考欄でございますが017協働のまちづくり事業201万8,729円019羽須美振興推進費964万818円020道の駅瑞穂整備事業1,231万5,020円などがございます。78ページをお開きください。8目地域振興及び人口定住対策費でございます。主な事業としましては、備考欄でございますが、002自治

会活動補助費が2,419万9,760円、005自治会館整備事業費が620万8,000円などがございます。80ページをお開きください。11目情報政策費でございます。主な事業としましては、備考欄でございますが、002電気通信事業特別会計繰出金1億6,411万3,000円。82ページをお開きください。備考欄でございますが009おおなんネット基幹システム改修事業費3,780万円などがございます。12目生活交通確保対策事業費でございます。右側のページ15節の工事請負費344万円は繰越明許分で、宇都井バス停留所整備工事が執行できなかったため不用額にあがっています。備考欄でございますが、003町営バス邑南川本線運行事業費2,419万5,047円。86ページをお開きください。備考欄でございますが、022三江線跡地活用基金管理費4,686万1,000円は基金積立金でございます。94ページをお開きください。3款民生費でございます。支出済額は25億8,550万2,389円でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、在宅福祉事業費などの経常経費が主なものでございますが、98ページをお開きください。備考欄でございますが、005国民健康保険事業特別会計繰出金が1億5,663万2,802円などがございます。100ページをお開きください。3目老人福祉費でございますが、102ページをお開き下さい。備考欄でございますが、003後期高齢者医療事業特別会計繰出金が2億3,217万3,002円などがございます。114ページをお開きください。2項児童福祉費でございますが、児童手当支給事務や保育所措置費等の経常経費が主なものでございますが、118ページをお開きください。3目児童福祉施設費で、備考欄でございますが005東光保育園改築事業費で1億8,720万5,000円などを臨時的経費として支出しております。3項生活保護費につきましても、主に経常経費でございます。122ページをお開きください。4款衛生費でございます。支出済額は13億89万5,791円でございます。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。備考欄でございますが、004上水道事業会計繰出金が2億3,592万5,000円。005下水道事業特別会計繰出金（生活排水等）が7,980万9,000円。124ページをお開きください。備考欄でございますが、006直営診療所事業特別会計繰出金3,371万9,811円などを含んでおります。2目母子保健費でございます。002子ども等医療費の2,767万4,047円をはじめ、126ページをお開き下さい。003不妊治療推進事業費が312万1,827円004妊婦・乳幼児健診費774万3,612円など子育て支援事業を実施しております。132ページをお開きください。8目病院費では、公立邑智病院への繰出金2億7,536万9,000円を支出しております。2項清掃費でございます。134ページをお開きください。1目廃棄物処理費で、備考欄でございますが002ごみ処理施設整備事業費で7,768万8,000円などを、負担金、補助金及び交付金の中で支出しております。5款労働費でございます。支出済額は341万1,645円でございます。6款農林水産業費でございます。支出済額は12億9,587万891円でございます。主な事業としましては、1項農業費でございますが、138ページをお開きください。3目農業振興費でございます。主な事業としましては、備考欄でございますが、001邑南町農林総合事業費が、1,942万9,215円003中山間地域等直接支払事業費が2億3,289万6,063円005多面的機能支払事業費が1億4,129万3,557円140ページをお開きください。備考欄でございますが、010新規就農者支援事業が1,959万9,934円142ページをお開きください。備考欄でございますが、011農業担い手育

成・確保支援事業費2, 282万7, 256円では、就農支援アドバイザーの設置や地域おこし協力隊制度を活用したおーなんアグサポ隊事業を実施しております。4目畜産業費でございますが、144ページをお開きください。備考欄でございますが、008畜産クラスター事業費の2, 615万円などが主な事業でございます。5目農地費でございます。農道維持費等経常経費が主なものでございますが、146ページをお開きください。備考欄でございます。006下水道事業特別会計繰出金（農業集落排水）は2億9, 873万4, 000円148ページをお開きください。備考欄でございますが、011県営中山間地域総合整備事業費の1, 500万円012農山漁村振興交付金事業費2, 210万8, 200円などでございます。6目農業基盤整備費でございますが、001農地整備事業費で農道和田線の改良負担金1, 500万円002県営農道保全事業費で3, 278万6, 000円などでございます。152ページをお開きください。2項林業費2目林業振興費でございます。主な事業としましては、備考欄でございますが、001森林研究・整備機構造林受託事業費3, 295万2, 860円002公社造林受託事業費984万4, 511円、154ページをお開きください。備考欄でございますが、003町行造林事業費1, 158万9, 581円015山村活性化支援交付金事業費998万6, 761円などでございます。158ページをお開きください。7款商工費でございます。支出済額は2億5, 283万9, 388円でございます。1項商工費2目商工業振興費でございます。主な事業としましては、備考欄でございますが、001農林商工等連携サポートセンター事業費7, 692万2, 389円。160ページをお開きください。備考欄でございますが、002町商工会運営助成事業800万円005コミュニティビジネス支援事業費739万8, 000円などでございます。3目観光費でございますが、166ページをお開きください。備考欄でございます。084香木の森公園香夢里改修事業費1, 944万4, 320円などを支出しております。8款土木費でございます。支出済額は7億3, 056万5, 227円でございます。平成29年度からの繰越明許費の執行額は2, 932万円で、道路橋りょう費の道路維持費が1, 275万2, 000円、道路新設改良費が3路線1, 656万8, 000円でございます。1項土木管理費でございますが、170ページをお開きください。3目下水道費、の備考欄、001下水道事業特別会計繰出金（特定環境保全公共下水道）は1億7, 102万1, 000円でございます。2項道路橋りょう費でございますが、174ページをお開き下さい。3目道路新設改良費でございます。支出済額は1億6, 102万4, 090円となっております。町道10路線の改良工事及び災害防除工事などを行っております。178ページをお開きください。4項住宅費でございますが、182ページをお開き下さい。2目住宅建設費でございます。備考欄でございますが、森実住宅の建設費4, 968万4, 621円及び中組団地の建設費5, 126万3, 542円でございます。3目住宅政策費でございます。001空き家改修事業費で786万2, 930円184ページをお開きください。備考欄でございますが、002集落振興対策助成事業で535万5, 200円、003賃貸住宅建設補助事業で1, 014万円などでございます。9款消防費でございます。支出済額は4億3, 992万1, 067円でございます。1項消防費でございますが、186ページをお開きください。3目消防設備費でございます。備考欄でございますが、005防火水槽設置事業費で1, 623万1, 320円006消防車整備費で1, 263万3, 240円などでございます。188ページをお開きください。10款教育費でございます。支出済額は11億5, 665万11円

でございます。198ページをお開きください。2項小学校費でございますが、204ページをお開き下さい。2目教育振興費の、備考欄をご覧ください。003子ども笑顔キラキラサポート事業費（小学校）2,538万509円では、小学校の低学年複式支援、学習及び生活支援などの事業を実施しております。そのほか、就学奨励費、子ども読書活動推進事業、ふるさと教育推進事業などがございます。206ページをお開きください。3目学校建設費では、石見東小学校校舎改修事業費の1億454万8,362円を支出しております。3項中学校費でございますが、210ページをお開きください。2目教育振興費も、就学奨励費のほか、子ども笑顔キラキラサポート事業、子ども読書活動推進事業、ふるさと教育推進事業などがございます。212ページをお開きください。4項社会教育費の1目社会教育総務費では、経常的な経費のほか、214ページをお開きください。備考欄をご覧ください。結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進事業などを実施しております。2目公民館費でございますが、216ページをお開きください。備考欄をご覧ください。006公民館改修事業費630万1,152円は、中野公民館側溝拡張工事、矢上改善センター空調設備改修事業、阿須那公民館エアコン改修事業、口羽公民館照明設備改修事業を実施しております。218ページをお開き下さい。4目社会教育施設費の、備考欄でございます。一番下009元気館施設維持工事費793万8,000円では、220ページをお開きください。備考欄でございますが、元気館ユニバーサル化工事や元気館音響設備保全工事を実施しております。5目文化財保護費では、旧山崎家住宅改修事業などを実施しております。222ページをお開きください。5項保健体育費1目保健体育総務費の、004パラリンピック招致活動費は、1,097万1,074円でございます。224ページをお開きください。2目体育施設費の、備考欄でございますが、002公共施設等総合管理事業費2,330万1,000円では、布施地区民プール解体事業や田所体育館解体事業を実施しております。11款災害復旧費でございます。支出済額は2億901万9,440円でございます。平成29年度からの繰越明許費の執行額は3,685万2,000円で、農地災害復旧事業費、農業用施設災害復旧事業費、林道災害復旧事業費でございます。1項農林水産施設災害復旧費は、支出済額が1億6,182万3,824円でございます。230ページをお開きください。2項公共土木災害復旧費は、支出済額が4,719万5,616円でございます。12款公債費でございます。支出済額は17億5,937万1,591円でございます。232ページをお開きください。予備費でございますが、最終予算額5,252万5,000円のうち3,843万1,000円を、それぞれの費目に充用しております。小学校のブロック塀等緊急安全対策工事へ1,004万7,000円、平成30年度7月豪雨災害対策に係る道路維持工事請負費に577万円、その他緊急の施設修繕などに充てたものでございます。236ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が116億3,840万8,000円、歳出総額が114億2,782万5,000円、歳入歳出差引額が2億1,058万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源としまして繰越明許費繰越額が1,467万7,000円、実質収支額でございますが1億9,590万6,000円でございます。以上、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 議案の説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせてい

ただきます。再開は、午前11時5分といたします。

—— 午前10時55分 休憩 ——

—— 午前11時5分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

○種町民課長（種由美） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 種町民課長。

○種町民課長（種由美） 議案第22号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。はじめに、平成30年度から国保の都道府県化により、島根県が財政運営の主体となりました。財政のしくみなどの変更に伴い、国保事業特別会計の歳入歳出科目が大きく変更となっております。主な項目の説明につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、最初に、歳入歳出それぞれの合計額のみ申し上げます。決算書の238ページ・239ページをお開きください。はじめに、歳入合計でございますが、予算現額14億3,406万8,000円に對しまして、調定額は14億6,385万8,283円、収入済額は14億3,981万903円、不納欠損額は71万1,800円、収入未済額は2,333万5,580円でございます。収入済額は、前年度に比べ10%の減、額にして1億5,988万8,660円の減額でございます。続きまして、240ページ・241ページをお開きください。歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額でございます。支出済額は、14億1,525万7,076円で、翌年度繰越額は無く、不用額が1,881万924円でございます。なお、支出済額は、前年度に比べ9.3%の減、額にして1億4,520万74円の減額でございます。歳入歳出差引残額は、2,455万3,827円でございます。次に、主な項目につきまして事項別明細書でご説明いたします。242ページ・243ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款、1項の国民健康保険税でございますが、調定額2億6,871万6,314円に對しまして、収入済額は、2億4,466万8,934円、不納欠損額は、71万1,800円、収入未済額は97人分で2,333万5,580円でございます。国民健康保険税全体で、収納率は91.05%、前年度に比べ0.32ポイント上がり、収入未済額は前年度に比べ、4.87%の減、額にして119万4,634円の減額でございます。次に、244ページ・245ページをお開きください。5款、県支出金の2項県補助金でございますが、収入済額、9億8,825万9,053円でございます。2目の保険給付費等交付金は、平成30年度に新設となった科目でございます。内訳といたしまして、1節普通交付金が9億3,530万3,053円。これは、町が保険者として支払う7割相当部分の療養給付などの補てん分でございます。2節特別交付金が5,295万6,000円。これは、保険者努力支援分などで、町の状況に応じて交付されたものでございます。次に、9款の繰入金でございますが、1項の基金繰入金につきましては、786万3,000円、取り崩しております。2項の他会計繰入金でございますが、1節保険基盤安定繰入金及び2節の一般会計繰

入金、合わせまして1億5,663万2,802円でございます。次に、246ページ・247ページをお開きください。11款の諸収入でございますが、303万1,244円収入済みでございます。内訳は、延滞金、資格喪失後の受診に係る保険給付返還金、過年度分療養給付費等交付金でございます。続きまして、歳出でございます。248ページ・249ページをお開きください。はじめに、1款の総務費の1項総務管理費でございますが、人件費、事務費のほか、国保連合会負担金、情報システム課負担金などで、6,220万8,816円でございます。次に、2款保険給付費の1項の療養諸費でございます。8億1,818万8,518円支出済みでございます。続きまして、250ページ・251ページをお開きください。2項高額療養費でございますが、1億1,764万934円でございます。続きまして、252ページ・253ページをお開きください。3項の助産諸費の1目出産育児一時金につきましては、4件で168万円、4項の葬祭諸費につきましては、14件で42万円でございます。次に、5款の保健事業費でございますが、支出済額1,451万9,834円でございます。主なものとしましては、次のページ、254ページ・255ページになりますが、2項の特定健康診査等事業費でございます。これは、40歳から74歳までの国保加入者を対象に実施いたしました。次に、7款、1項の基金積立金でございますが、3,772万3,157円積み立てしております。次に、9款の諸支出金でございますが、3,000万6,549円でございます。続きまして、256ページ・257ページをお開きください。12款の国民健康保険事業費納付金でございます。これは、平成30年度に新設となったものでございます。支出済額、3億3,163万4,649円、島根県に納めております。続きまして、258ページ・259ページをお開きください。98款、予備費でございますが、予算額689万6,000円のうち、134万9,000円、諸支出金の一般被保険者保険税還付金等に充用したものでございます。続きまして、260ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が14億3,981万1,000円、歳出総額が14億1,525万7,000円、歳入歳出差引額が2,455万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の2,455万4,000円でございます。以上でございます。続きまして、議案第23号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。決算書の262ページ・263ページをお開きください。はじめに、歳入合計でございますが、予算現額2億7,334万4,000円に対しまして、調定額が2億5,67万7,331円、収入済額は調定額と同額で、収入未済額はございません。収入済額は、前年度に比べ1億9,474万7,342円の増額でございます。264ページ・265ページをお開きください。歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額でございます。支出済額は2億4,986万9,999円、翌年度繰越額が1,704万4,000円、不用額が643万1円でございます。支出済額は、前年度に比べ1億9,475万9,755円の増額でございます。歳入歳出差引残額は、80万7,332円でございます。主な項目につきましては、事項別明細書でご説明いたします。266ページ・267ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款の診療収入、1項の外来収入でございますが、阿須那診療所、井原診療所、日貫診療所の3箇所に加え、平成30年9月から矢上診療所を開設いたしましたので、4箇所の診療所を合わせまして収入済額は、2,296万4,798円でございます。これは、前年度に比べ872万4,764円の増額でございます。次に、3款県支出金、2

項の県補助金でございます。268ページ・269ページをお開きください。2節へき地保健医療対策等補助金は、阿須那診療所の医療用機器の更新を行いましたので、事業対象額の2分の1補助分として73万3,000円、3節電子カルテシステム導入支援事業は、矢上診療所に電子カルテを導入いたしましたので、事業対象額の3分の2補助分として372万8,000円、4節島根県医療介護総合確保促進基金事業費補助金は、矢上診療所の代診医の交通費補助として事業対象額の2分の1補助分として94万4,000円でございます。次に、4款繰入金、2項の他会計繰入金でございますが、1目一般会計繰入金につきましては、4箇所の診療所の運営費補てん分として3,371万9,811円でございます。2目、事業会計繰入金につきましては、国民健康保険事業特別会計の特別調整交付金にへき地直営診療所分が算入されていますので、その算入分の額、905万5,000円でございます。次に、6款諸収入、1項雑入でございますが、受託業務のインフルエンザ予防接種代などの収入で264万4,704円でございます。270ページ・271ページをお開きください。7款の町債でございますが、収入済額1億7,590万円でございます。これは、矢上診療所建設に伴う石見地域診療所整備事業債などでございます。続きまして、272ページ・273ページをお開きください。歳出でございます。はじめに、1款総務費、1項の施設管理費でございますが、阿須那診療所、井原診療所、日貫診療所、そして、矢上診療所の管理費として、支出済額は、5,947万7,292円でございます。続いて、274ページ・275ページをお開きください。下の段、2款、医業費でございます。276ページ・277ページをお開きいただき、1項の医業費は1款の総務費と同じく4箇所の診療所につきまして、診療材料費、薬剤費、検査委託費分合わせて支出済額は、851万847円でございます。次に、3款、1項の施設整備費でございます。支出済額は1億8,188万939円でございます。これは、矢上診療所の整備事業費で、主なものは、278ページ・279ページをお開きいただき、備考欄をご覧ください。建設工事や、医療用機器等の購入及び電子カルテの導入でございます。次に、98款予備費でございます。最終予算額36万9,000円のうち、18万4,000円を阿須那診療所管理費の代診医負担金等に充用したものでございます。最後のページ、280ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が2億5,067万7,000円、歳出総額が2億4,987万円、歳入歳出差引額が80万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源としまして繰越明許費繰越額が34万4,000円。実質収支額でございますが、46万3,000円でございます。以上でございます。続きまして、議案第24号平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。決算書の282ページ・283ページをお開きください。はじめに、歳入合計でございますが、予算現額3億7,069万7,000円に対しまして、調定額は3億7,325万3,713円、収入済額は3億7,252万7,350円で、不納欠損額は1万220円、収入未済額は71万6,143円でございます。収入済額は、前年度に比べ3.1%の減、額にして1,181万6,178円の減額でございます。続きまして、284ページ・285ページをお開きください。歳出合計でございます。予算現額は歳入と同額でございます。支出済額は3億7,037万4,520円、翌年度繰越額はなく、不用額が32万2,480円でございます。なお、支出済額は、前年度に比べ2.0%の減、額にして748万9,830円の減額でございます。また、歳入歳出差引残額は、215万2,830円でございます。主な項目につきましては、事項別

明細書でご説明いたします。286ページ・287ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款の後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収保険料は、年金から天引きされるもので、2目普通徴収保険料は、納付書や口座振替により直接納付されるものでございます。保険料全体の収入済額は1億478万7,737円で、収納率は、99.3%でございます。前年度に比べ0.2ポイント上がっております。不納欠損額は、1万220円でございます。収入未済額は、2目普通徴収保険料の2節、滞納繰越分の備考欄をご覧いただきまして、72万43円でございます。次に、3款、国庫支出金の2項国庫補助金でございます。平成30年度は法改正に伴い、機器のシステム改修を行いましたので、その事業費が全額補助金として交付されました。79万9,000円でございます。次に、4款、1項の保健事業委託金でございます。後期高齢者の健康診査を後期高齢者医療広域連合から委託されており、217万965円でございます。次に、5款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、2億3,217万3,002円でございます。続きまして、288ページ・289ページをお開きください。7款諸収入、2項の広域連合納付金でございますが、収入済額は2,611万6,768円でございます。290ページ・291ページをお開きください。歳出でございます。はじめに、1款の総務費、1項の総務管理費でございますが、情報システム課負担金ほか事務費が、1,270万6,696円でございます。次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、3億5,485万1,293円でございます。次に、3款、1項保健事業費でございます。支出済額は217万965円でございます。歳入でご説明いたしましたが、この健診事業費全額、広域連合から事業委託金として収入しております。292ページ・293ページをお開きください。4款、諸支出金、1項の償還金及び還付加算金でございますが、支出済額18万5,950円でございます。次に、98款予備費でございます。最終予算額22万3,000円のうち、15万6,000円、諸支出金の保険料還付金に充用したものでございます。294ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が3億7,252万7,000円、歳出総額が3億7,037万5,000円、歳入歳出差引額が215万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の215万2,000円でございます。以上、3会計につきまして、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものでございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○三上水道課長（三上和彦） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上水道課長。

○三上水道課長（三上和彦） 議案第25号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。平成30年度邑南町歳入歳出決算書の296ページをお開きください。296ページから299ページまでは歳入歳出の決算書でございます。詳細は事項別明細書で説明させていただきますので、ここでは合計額のみ申し上げます。歳入の予算現額は9億1,528万5,000円、調定額は9億1,944万9,845円、収入済額は9億1,615万7,861円、不納欠損額が15万1,200円、収入未済額は314万784円でございます。298ページをお開きください。歳出で

ございますが、予算現額は歳入と同額の9億1,528万5,000円でございます。支出済額は9億244万6,081円、不用額は1,283万8,919円でございます。歳入歳出差引残額は1,371万1,780円でございます。次に決算書の内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。300ページをお開きください。歳入でございます。1款、分担金及び負担金の収入済額は910万円で、内訳は衛生費分担金が340万円、農林水産業費分担金が320万円、土木費分担金が250万円でございます。収入未済額は59万円でございます。2款、使用料及び手数料でございます。調定額1億7,176万8,441円に対し、収入済額は1億6,906万6,457円、不納欠損額が15万1,200円、収入未済額は255万784円でございます。これは、生活排水処理、農業集落排水、下水道の使用料等でございます。収納率は98.4%となっております。302ページをお開きください。3款、国庫支出金でございます。収入済額は3,601万円、これは合併処理浄化槽整備事業に701万円、下水道整備事業に2,900万円の国庫補助金でございます。6款、繰入金でございます。収入済額は5億4,956万4,000円で、備考欄の内訳は、一般会計繰入金、下水道事業、1億7,102万1,000円、農業集落排水事業、2億9,873万4,000円生活排水処理事業、7,980万9,000円でございます。7款、繰越金は収入済額1,238万2,705円でございます。304ページをお開きください。9款、町債でございます。収入済額は1億4,000万円で、これは合併処理浄化槽整備にかかる生活排水処理事業債、下水道の拡張、長寿命化事業にかかる下水道事業債と生活排水処理事業、農業集落排水事業、下水道事業にかかる資本費平準化債でございます。続きまして306ページをお開きください。歳出でございます。1款、衛生費の支出済額は9,748万2,708円で、1目、生活排水処理事業一般管理費の支出済額は6,848万2,133円でございます。主なものとしまして、11節、需用費が936万4,377円で、浄化槽の電気代と修繕料などでございます。12節、役務費は2,956万4,000円でございます。これは汚泥引き抜き手数料が主なものでございます。13節、委託料は2,071万2,240円で、浄化槽の管理委託料でございます。次に、2目、生活排水処理事業費の支出済額は2,900万575円でございます。主なものは、15節、工事請負費が2,833万9,308円で、これは合併処理浄化槽17基にかかる設置工事費でございます。2款、農林水産業費でございますが、1目、農業集落排水事業一般管理費の支出済額は8,467万1,741円でございます。主なものは11節、需用費が3,442万3,460円で、これは処理施設の電気代と修繕料が主なものでございます。12節、役務費は1,355万7,064円で、汚泥引き抜き手数料が主なものでございます。13節、委託料は1,897万3,060円で、処理場の管理委託料でございます。308ページをお開きください。3款、土木費の支出済額は1億5,079万5,934円で、1目、下水道事業一般管理費の支出済額は9,038万2,435円でございます。主なものといたしまして、11節、需用費が928万2,257円で、これは処理施設の電気代と修繕料が主なものでございます。13節、委託料が3,522万4,440円で、処理施設等の管理委託料が主なものでございます。27節、公課費は645万1,100円で消費税でございます。2目、下水道整備費の支出済額は6,041万3,499円で、13節、委託料は、1,800万9,000円で、矢上地区下水道事業の測量設計及び実施設計業務委託費でございます。15節、工事請負費は、4,000万9,680円で、自動通報装置の改修及びマンホ

ールポンプの改修工事費でございます。310ページをお開きください。4款、基金積立金は2万4,934円でございます。5款、公債費は5億6,947万764円でございます。1目、元金は、4億7,264万9,933円、2目、利子は、9,682万831円でございます。98款、予備費の充用はございません。312のページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が9億1,615万8,000円、歳出総額は9億244万6,000円で、歳入歳出差引額また実質収支額とも、1,371万2,000円でございます。以上、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。よろしくお願いいたします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 議案第26号、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。決算書の313ページをお開きください。313ページから317ページまでが歳入歳出の決算書でございます。主な事業の項目につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは総額のみを申し上げます。歳入でございます。314ページ、315ページをご覧ください。予算現額4億7,621万8,000円、調定額4億7,758万3,764円、収入済額4億7,633万9,289円、不納欠損額はなく、収入未済額が124万4,475円でございます。316ページ317ページをお開きください。歳出でございます。予算現額は歳入と同額でございます。支出済額4億6,403万5,462円、不用額1,218万2,538円、歳入歳出差引残額は1,230万3,827円でございます。続きまして、事項別明細書で主なものをご説明いたします。318ページ、319ページをお開きください。歳入でございます。1款の分担金及び負担金の情報通信施設負担金が317万6,000円でございます。これは新規の施設加入負担金と引き込み工事負担金でございます。次に、2款の使用料及び手数料でございますが、使用料の情報通信施設使用料は基本チャンネルの利用料やインターネットの利用料などで、手数料と合わせ合計で2億4,668万9,675円でございます。次に320ページ、321ページをお開きください。中ほど6款の繰入金でございます。基金繰入金が3,877万8,000円、一般会計繰入金が1億6,411万3,000円、合計で2億289万1,000円となっております。次に、8款、諸収入の雑入でございますが、993万2,904円となっております。この主なものですが、322ページ、323ページをご覧ください。消費税還付金、NHKの団体一括手数料、工事などの支障移転に係る保障費などがございます。次に、9款、町債でございます。光アクセス管理サーバー改修事業債として430万円起債しております。次に324ページ、325ページをお開きください。歳出でございます。1款、総務費の電気通信事業一般管理費でございますが、2億4,895万1,797円となっております。この主なものは、まず、13節の委託料がインターネットとIP電話に係るサービス業務委託、各種機器等の保守料と、おおなんケーブルテレビへの業務委託なので、総額1億1,435万7,343円、14節の使用料及び賃貸料がサーバー等機器のリース料、IP電話回線の使用料、NHKの受信料などで総額9,579万

6, 276円、15節の工事請負費が支障移転工事などで総額1, 121万2, 257円、27節の公課費が消費税などで、492万2, 700円でございます。なお、予備費の充用を45万3, 000円させていただいております。次に、326ページ、327ページをご覧ください。2款の電気通信事業費でございます。543万9, 744円の番組制作用機器や光アクセス管理サーバーといった備品を購入しております。3款の基金積立金でございますが、2, 383万609円を電気通信事業基金に積み立てております。4款の公債費でございますが、1億8, 581万3, 312円を借入金の元利償還金として支出いたしました。330ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が4億7, 633万9, 000円、歳出総額が4億6, 403万5, 000円、歳入歳出差引額が1, 230万4, 000円でございます。以上、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

○三上水道課長（三上和彦） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上水道課長。

○三上水道課長（三上和彦） 議案第27号、平成30年度邑南町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。収益的収入及び支出についてでございます。なお、金額は、消費税込の表示となっております。収入につきましては、決算額4億431万3, 988円でございます。主なものといたしましては、営業収益が、水道料金で、営業外収益は、他会計補助金、長期前受金戻入でございます。次に支出でございますが、決算額4億4, 970万6, 953円でございます。主なものといたしましては、営業費用が原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費で、営業外費用は企業債の利息と消費税でございます。2ページをお開きください。次に資本的収入及び支出について、でございます。収入につきましては、企業債、国庫補助金、他会計補助金で決算額3億4, 414万4, 000円でございます。支出につきましては決算額が、4億9, 887万3, 649円で、主なものといたしましては、瑞穂東簡易水道基幹改良事業、口羽簡易水道増補改良事業の建設改良費と企業債の償還金でございます。なお、収支で不足する額、1億5, 472万9, 649円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、755万7, 393円、過年度分損益勘定留保資金、3, 144万3, 473円、当年度分損益勘定留保資金、1億1, 572万8, 783円で補填しております。3ページをご覧ください。損益計算書でございます。1ページ及び2ページの決算報告書以外はすべて消費税抜きでお示ししております。1の営業収益は2億470万7, 013円で、2の営業費用が3億8, 122万5, 575円となり、営業損失は1億7, 651万8, 562円でございます。次に3の営業外収益は1億8, 321万8, 844円で、4の営業外費用が5, 965万640円となり、営業外利益1億2, 356万8, 204円でございます。営業損失額1億7, 651万8, 562円に営業外利益1億2, 356万8, 204円を合算すると、5, 295万358円の経常損失でございます。当年度純損失は、5, 295万358円で、前年度繰越利益剰余金は、マイナス695万15, 232円であり、これを合算すると当年

度未処理欠損金は1億2,246万5,590円となります。当年度損失が出た主な要因としましては、営業費用の内、減価償却費の占める割合が、非常に高いことにあります。この構造は、前年度も同様であり、今後もしばらくの間、継続することを想定しています。続きまして、4ページに剰余金計算書、5ページに剰余金処分計算書を載せておりますが、今回剰余金の処分は行わず、全額、翌事業年度に繰り越すこととしております。6ページをお開きください。貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、1の固定資産合計は、59億3,609万6,585円となります。2の流動資産合計は1億4,182万2,132円となり、資産の部資産合計で60億7,791万8,717円となります。7ページをご覧ください。続きまして、負債の部でございますが、3の固定負債合計が28億9,083万4,226円、4の流動負債合計が3億5,594万1,616円、5の繰延収益は、固定資産の取得に係る補助金等を長期前受金として整理しており、繰延収益合計が13億5,097万7,866円となり、負債の部負債合計は45億9,775万3,708円でございます。続きまして、資本の部でございます。6の資本金合計が、16億196万8,475円で、7の剰余金合計はマイナス1億2,180万3,466円となります。よって、資本合計では14億8,016万5,009円となり、負債資本合計で60億7,791万8,717円となっております。9ページ以降は決算付属書類を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。以上、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~○~~~~

### (決算審査の報告)

●**山中議長（山中康樹）** 続きまして、監査委員から、平成30年度邑南町各会計歳入歳出決算審査意見書が提出されております。審査結果について、監査委員からの報告を求めます。

○**森脇代表監査委員（森脇義博）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 番外、森脇監査委員。

○**森脇代表監査委員（森脇義博）** お手元の決算審査書をご覧くださいませ。まずはじめに、水道事業決算を除きます邑南町各会計の決算審査報告を行います。これは去る7月22日に町長から審査に付されたものです。意見書に従いまして、主なところを説明させていただきます。1ページをお開きください。審査の対象は、平成30年度の一般会計と五つの特別会計、それに附属書類でございます。審査の期間は、7月25日から8月16日までの実質16日間行いました。審査の方法は、審査に付された決算報告書に基づき計数を確認するとともに、その会計処理が適正確実に行われたかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証書類との照合等審査を実施いたしました。審査の結果でございますが、いずれも決算計数に相違なく、適正に執行されたものと認めました。詳細は以下のとおりでございます。2ページでございます。決算の概況ですが、平成30年度は予算編成のテーマに「目指せ！ひと

づくり・しごとづくり・安心づくりA級のまちを！」をきっかけ、町民の生活により結びついた事業が展開されました。決算収支の状況でございます。全会計の予算と決算をそのまま集計した金額です。決算額の前年度との比較で、歳入総額において0.2%、歳出総額で0.6%のいずれも増加となっております。3ページでございます。ここからは普通会計としてまとめていますが、そのうち一般会計と電気通信事業特別会計のそれぞれの状況です。一般会計の歳入は、対前年度0.4%減の116億3,840万8,000円、歳出はほぼ同額の114億2,782万5,000円です。また、電気通信事業特別会計の決算状況は下の表のとおりであります。一般会計からの繰り入れが、ほぼ前年並みの1億6,400万円余っております。4ページをお開きください。電気通信事業特別会計の関係で、加入者についてインターネットは増加、テレビとIP電話は減少の傾向が続いています。平成30年度、インターネットにおいてより利用者のニーズに合ったサービスに変更されたところです。また、設備は10年が経過しており、計画的な機器の更新が望まれるところです。5ページをお開きください。普通会計としての総額です。一般会計と電気通信事業特会の繰り出し繰り入れ等のダブリ部分を控除した決算状況です。決算状況の全体像は上の表のとおりで、実質収支は黒字となっておりますが、前年度からの繰越金が多かったため単年度収支は赤字となっております。下の財政指標等の状況でございます。それぞれの団体の一般財源の標準規模を表す標準財政規模が前年度より減少しています。この減少はここ数年続いています。主な要因は平成27年度から始まった普通交付税の算定替えによるものであります。経常収支比率は、普通地方交付税の減少が大きいため経常経費が節減されているものの2.2ポイント悪化しています。普通交付税の影響が大きい本町では、毎年の変動が気になるところでございます。積立金現在高は、減債基金が取り崩しにより減少した事が大きく、5,622万1,000円減少しています。また、地方債残高は起債発行額を制限していることで、確実に減少しており、良い方向だと思っております。6ページ歳入の状況で、自主依存財源別の状況です。歳入総額は、昨年度比0.5%、額で5,533万6,000円減少しています。審査意見としまして、自主財源が2割強というなかで、自主財源が対前年度比減少、依存財源は増加という好ましい状況ではありませんので引き続き、きめ細かな財政運営が望まれると思います。7ページ歳出の状況で、性質別経費の状況でございます。歳出総額は前年度0.1%、額で745万3,000円の減少でございます。特徴としまして、冬期の除雪費が減ったことで維持補修費が減少、積立金が繰越金が少なかったことで減債基金への積立金が減ったことで減少となっております。増加は豪雨災害による災害復旧費が大きなものとなっております。また、保育所措置費を今までの物件費から扶助費に分析替えしたということで増減率が変わっております。8ページは、歳出の目的別でございます。特に大きな事はございません。9ページ、普通会計の収支から見た積立金と地方債の推移ですが、これは財政運営のうえで変動要素のある費目、積立金、基金繰入金、公債費、地方債、これを除いたもので、その実質収支に前年度からの繰越金を合計してみた額と積立金の積み立て、取り崩しが起債の償還、借入れがどのくらい可能であったかと、こうした関連を今まで3年間の推移を見たものでございます。10ページをご覧ください。財産の管理状況です。まず平成30年度中に取得、減少した主な財産の土地建物は下記のとおりとなっております。また、地上権のほか下記のものについては大きな変動はなく、証券などは適切に管理されてきました。また、11ページ最後の地区別戦略資金の貸し付けが初めて500万円あったところです。債権の

中でまとめた表は12ページでございます。13ページは現地踏査の状況です。令和元年8月1日に2事業2か所それと1施設の運営状況を現地踏査いたしました。何れの事業もそれぞれの目的に応じて適切に執行されてきました。14ページは普通会計全体を通じての審査意見です。財政運営についてでございます。平成27年度から始まった普通地方交付税の合併算定替えの漸減が4年目となり、減額により標準財政規模が縮減となりました。また、経常収支比率は、一般財源収入の主となる普通交付税の減少が大きく、経常一般財源支出を節減したが2.2ポイント悪化しました。また、財政調整基金、減債基金の現在高は減少しました。ただ、地方債現在高は確実に減少しておりますが、財政の硬直化が進まないよう注意して欲しいと思います。未収金は今年度減少しました。今後もきめ細かな対応を望むところです。財務事務について。予算の流用、予備費の充当ともやむを得ない事情があったもので規程の範囲で適正に扱われていました。不用額については、普通会計で2億905万3,000円となっておりますが、とくに事業の執行を怠ったものはございませんでした。財産管理については、引き続き邑南町公共施設等総合管理計画に基づき進めていって欲しいと思います。15ページ事業の執行について。繰越明許費が増加しましたが、豪雨災害復旧費等特殊性がありやむを得ないと思います。人事管理では、業務の内容が複雑化していることや、緊急性のある業務が増えているのが現状です。弾力的な人員配置、職員のスキルアップに努めてもらいたいと思います。関連しまして、ちょっと紹介したいと思いますが、この春、松江市在住の人から電話がありまして、役場の職員さんが大変親切だったということがありました。口羽の花桃の里に行きたいが、どういった所でいつ頃どこからいったら良いか役場に電話をしたら、担当者であったのか、たまたま事情をよくわかった人であったのかよくわかりませんが、電話で親切に対応してもらって、後日パンフレットや道順まで書いて自宅まで送ってもらったと。特に感心したのは、この職員は新採間もない若い職員のように思えた。今どき、行政の若い人でこんなに親切な職員のおられる町は素晴らしいということでした。私自身もちょっと誇りに思いまして紹介しました。引き続き、職員研修等にも力を入れていただきたいと思いますというふうに思います。つぎ、危機管理について。近年の異常気象などにより、急に大きな災害が想定されます。避難所の備蓄等しっかり備えが必要だと思います。16ページをお開きください。ここからは公営事業会計の審査でございます。まず、国民健康保険事業特別会計です。決算の概要はこの表のとおりで、歳入歳出差引額は、2,455万4,000円の黒字となっておりますが、前年度の繰越金が多かったためで、単年度収支は赤字となっております。平成30年度から国保の都道府県化により、県が保険者に加わりました。これからの保険料の動き、事務の効率性、こういったところを注視したいと思います。審査意見としまして、医療費の抑制です。郡内他の2町に比べて一人あたりの医療費が少ないが、高齢化もあり総額は多額に上ります。日頃からの健診による病気予防が大切なことは当然です。保健事業について被保険者の特性に応じたきめ細かな事業を引き続き展開していって欲しいと思います。17ページの国民健康保険直営診療所事業特別会計、これは以下のとおりでございます。矢上診療所の開設、また新築もあり決算規模が大きくなっております。身近な医療は多少金がかかるかもしれませんが、守って欲しいと思います。18ページ、後期高齢者医療事業特別会計は以下のとおりでございます。19ページ、下水道事業特別会計は以下のとおり単年度収支も黒字となっております。下水道の普及率が、全国的に高い水準となっていることは評価します。公共下水道の接続地域の拡大も着手されておりますので。

今後維持管理費も高額になります。管理の方法も検証しながら推進されたいと思います。次に、20ページからは健全化法に基づきます審査意見でございます。健全化の判断比率は、以下の表の①から④の四つに比率でございます。過去からの状況も表のとおりです。個別の意見を申し上げます。①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率につきましては、ともに実質収支の赤字はありませんので、該当する数値はありません。③の実質公債費比率でございますが、若干悪化しております。これは計画外の発行である豪雨災害にかかる災害復旧事業債の元利償還金が本格化していることと、平成27年度から始まっている市町村合併における交付額の特例措置の減額が分母を押し下げることとなったためです。この先、大型事業の償還等が開始を控えております。今後の財政運営に気をつけていただきたいと思います。21ページ、④の将来負担比率は平成30年度108.5%で、平成29年度算定分と比較して0.5ポイント改善しています。これは、分子における地方債現在高などが減少したこととあります。早期健全化基準の350.0%は下回っていますが、全国市町村平均の33.7%と比較した場合には高い数値となっています。是正改善を要する事項ですが、実質公債費比率は増加し、将来負担比率は改善しています。いずれも分子対分母の比率で、分子を構成する大きな要素は、実質公債費比率は地方債の元利償還金、将来負担比率は地方債現在高であり、その増減は長期にわたっての財政運営の結果であります。今後、災害復旧事業やごみ処理施設整備事業負担金等の大型事業に係る起債償還の開始及び償還の本格化を控えており、将来世代への負担を軽減させるためにも適切な起債発行に努められたい。また、分母となる標準財政規模は、人口減少等により、来年度以降も更に小さくなっていく見込みであります。適切な財政計画の立案及びその計画に沿った財政運営が必要と考えます。22ページの平成30年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書及び23ページの平成30年度水道事業会計経営健全化審査意見書については、いずれも資金不足はございませんので該当する数字はございません。24ページは、地方自治法第241条第5項に基づく基金運用状況審査意見書でございます。審査の対象は、七つの定額運用基金です。審査の内容及び意見は以下のとおりでございますが、特にせつかくある基金で利用者のないものは制度の周知や必要性の検討が必要では無いかと思います。最後に26ページ、決算審査のまとめでございます。平成30年度においては、活力ある町づくりのためにさまざまな事業が実施されました。地区別戦略事業は、地域に根ざした活動がそれぞれの地区の起爆剤となっています。そして引き続き日本一の子育て村構想やA級グルメのまちおこしなどで全国的に注目されています。このような中であって、決算額において、各会計における収支状況はいずれも黒字となっています。しかし、決算指標は改善悪化とそれぞれの数値が別れています。この指標の動きは、交付税や起債の額の動きであり、自主財源が少ない本町にとっての財政運営は、これに依存するところが大きいと思います。この指標が今直ちに問題ということはいえませんが、防災行政無線の更新やごみ処理施設整備事業負担金等の大型事業の起債償還が始まることや交付税の合併特例措置の減額が来年度まで続くことを踏まえた財政運営には気をつけられたい。特に、これからますます高齢化していくために必要な福祉施策経費や公共施設管理費等がさらに増大していくと考えられます。限られた財源の中だからこそ特徴ある町づくりが必要で、それぞれの分野での計画においては、きめ細かに検証、修正を加え、適正な計画をもって進めていって欲しいと思います。以上で決算審査の報告を終わります。次に、平成30年度邑南町水道事業会計の決算審査報告を行います。去る6月4日に町長から審査

に付されたもので、地方公営企業法を適用した事業会計として2年目でございます。意見書に従いまして主なところを説明させていただきます。1ページをお開きください。審査の対象は、平成30年度邑南町水道事業会計決算並びに証書類それに決算について作成すべき書類等です。審査の期間は、7月1日から19日までの実質14日間です。審査の方法は、審査に付された決算書類が法に準拠し、関係帳票と合致しているか、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われたかを主に実施いたしました。審査の結果は、決算書類は関係法令に準拠していずれも適正に作成され、計数は正確であり、また、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示していると認めました。詳細は以下のとおりでございます。2ページでございます。以下、今年度の決算の状況を説明します。経理については、営業に係る活動を損益的収支と、営業活動以外における資本の増減の資本的収支と明確に区分する発生主義複式簿記を採用しております。2の予算執行状況で、まず(1)の営業活動で発生する収益的収入及び支出は、下の表のとおりです。収益は水道料金が主で、決算額4億431万4,000円は対前年度比1,223万円の減収です。費用は、4億4,970万7,000円で、前年度に比べ3,341万8,000円の減となっています。主なものは、減価償却費、支払利息等です。3ページ(2)の資本的収入及び支出は、中程の表のとおりでほぼ予算どおりの執行となっています。収入決算額3億4,414万4,000円は対前年度比1億3,458万6,000円の増収、支出は4億9,887万4,000円で、前年度に比べ1億2,875万2,000円の増となっています。収入が支出に対して不足する額1億5,473万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填されているところです。以下、(3)の収支状況ですがいわゆる損益計算書です。次の4ページの表ですが、営業収支と営業外収益を加えた総収益が3億8,792万6,000円に対して、営業費用と営業外費用及び特別損失を加えた総費用が4億4,087万6,000円で当年度の純損失は5,295万円となっています。これは前年度に比べ1,656万5,000円減少しましたが、これに前年度繰越欠損金6,951万5,000円が加わって当年度未処理欠損金が1億2,246万5,000円となったところです。次に(4)その他の事項として、ア企業債の状況は今年度新たな借入が1件1億5,630万円、償還総額は2億5,815万6,000円で本年度末借り入れ残高は31億6,042万8,000円となっています。イ一時借入金、5ページのウ流用は特に該当はございません。エ他会計補助金が、一般会計から2億3,592万5,000円でございます。それぞれ目的に沿って充当されています。オのキャッシュ・フロー計算書は、事業活動を行っていくうえで純粋な現金の増減を表したもので、次の6ページの中程です。平成30年度の資金は、6,848万4,000円増加いたしました。カの水道料金の収納状況はこの表のとおりで、現年度分過年度分合わせた収納率は92.2%と前年度より向上しています。7ページ、給水停止の措置状況は該当ございません。次に3の業務状況でございます。(1)の平成30年度の給水状況は、表のとおりでございますが、特に配水量に対する給水量をみた有収水量率は72.9%となっています。これは、前年度に比べると1.1ポイント上昇していますが、前年度の冬期での配水管の漏水によって前年度の配水量が多かったためと思われます。また給水原価と供給単価をみた供給単価充足率は、54.8%となっています。(2)の平成30年度の建設改良事業の状況は、瑞穂東簡易水道基幹改良事業、口羽簡易水道増補改良事業、日貫地区上水道水源改良事業が実施されております。8ページ、

4の財政状況についてです。いわゆる年度末の貸借対照表になります。資産合計が60億7,791万9,000円、負債合計は、45億9,775万4,000円、資本合計は、14億8,016万5,000円となっています。特に負債の中に繰り延べ収益が13億5,097万8,000円あります。これは、従来補助金を受けて取得した資産は、補助金部分を減価償却しないみなし償却制度でしたが、これが廃止されてフル償却制度になったためこれから償却する補助金部分の償却額を全額全て長期前受金として負債に計上し、以後毎年減価償却に合わせて長期前受金戻入として収益化していくものです。資本は欠損が生じたため期首より減少しているところです。最後の9ページ審査意見です。地方公営企業法を適用しての事業会計が2年目であります。企業精神のもと、安全で良質な水道水の安定的な供給に向けて努力されているところです。経営状況について、前年度に続いて純損が失5,295万円を計上しました。これは、前年度に比べて1,656万5,000円減少しましたが、厳しい状況に変わりありません。事業の根幹である給水状態については、高齢化、人口減少、空き家の増加等社会的現象により給水人口が減少し、普及も進まない中で料金収入は伸ばしていくことは困難な状況であります。また、中山間地域で地理的条件が厳しいことで、供給単価充足率が公営企業法を適用している県内他の自治体の平均より低くなっており、当面、キャッシュ・フローでは資金も期首に比較すると増となっており、事業の運営は概ね良好であると判断できますが、欠損金を生じさせる減価償却費が多額であり、単年度の純損失は減少傾向であるものの、累積欠損金は当分の間増加すると思われ、現金の支出を伴わないため、累積欠損金が資金不足に直接つながるものではありませんが、料金を改定して事業会計がスタートしているなかで、水道料金を負担する利用者の理解を得る等課題多いと思われ、以上で、水道決算審査の報告を終わります。以上でございます。

●山中議長（山中康樹） 以上で、監査委員からの、決算審査結果の報告は終了しました。

~~~~○~~~~

条例の一部改正

●山中議長（山中康樹） 引き続き、提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第28号から議案第38号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第28号邑南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について議案第29号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について議案第30号邑南町表彰条例の一部改正について議案第31号邑南町消防団条例の一部改正について議案第32号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、いずれも「成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴う改正でございます。次に、議案第33号邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

の一部改正について議案第34号邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてでございますが、いずれも幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援法の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第35号邑南町印鑑条例の一部改正についてでございますが、これは、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令に伴う改正でございます。次に、議案第36号邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正についてでございますが、これは、使用料の設定及び消費税率引き上げに伴う手数料改定に伴う改正でございます。次に、議案第37号邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、消費税率引き上げに伴う手数料の改正及び特定家電4品目の運搬手数料条文削除に伴う改正でございます。次に、議案第38号邑南町水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、これは、水道法及び水道法施行令の一部改正に伴う改正でございます。以上詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 議案第28号邑南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化することとされたことによる改正でございます。それでは新旧対照表をご覧ください。第5条は失職の特例について規定したものでございます。具体的には表の右側の現行の条例第5条第1項において、引用している地方公務員法第16条第2号が第16条第1号に改正されたことに伴い、表の左側の改正後（案）のとおり改正しようとするものでございます。続きまして、議案第29号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は先ほどの議案第28号と同様、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布されたことに伴う改正でございます。それでは新旧対照表の6分の1ページをご覧ください。第19条は期末手当について規定したものでございます。第1項では期末手当を支給する対象の職員についての規定をしておりますが、表の右側、現行の第1項下線部分では地方公務員法第16条第1号に該当して第28条第4項により失職した場合についても同様としておりましたが、第16条第1号が削除されたため下線部分を削除しようとするものでございます。続いて6分の2ページでございます。第4項は期末手当基礎額の算出についての規定をしておりますが、その際に地方公務員法第16条第1号の削除によりまして失職という場合がなくなりますので下線部分を削除しております。続いて第19条の2は期末手当を支給しない場合の規定でございます。その中で第2号は失職した職員としておりますが、地方公務員法第16条第1号の削除に伴い条例からも削

除するものでございます。続いて6分の3ページ、第20条でございます。勤勉手当の支給についての規定でございますが、失職した職員への支給の場合、地方公務員法第16条第1号に該当する場合は法から削除されますので、条例においても下線の部分を削除しようとするものでございます。続いて第2項でございますが、勤勉手当の額について定めております。6分の4ページ第1号では再任用職員以外の職員の支給について述べておりますが、ここでも失職ということが想定されなくなりますので文言を削除しております。続いて6分の6ページ第24条第7項でございます。第24条は休職者の給付について定めておりますが、第7項では職員が退職、死亡した場合の支給の取り扱いを規定しております。地方公務員法第16条第1号に該当して失職する場合を削除しております。続きまして、議案第30号、邑南町表彰条例の一部改正についてご説明いたします。この議案につきましても議案第28号、第29号と同様、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布されたことに伴う改正でございます。それでは新旧対照表をご覧ください。第10条は特別礼遇の停止について規定しております。功労者がどのような状態になったとき功労者に対する特別礼遇が停止されるのかを列記しておりますが、表の右側、現行の「第1号成年被後見人及び被保佐人」を削除して、第2号、第3号を左の改正後（案）のとおり繰り上げて第1号、第2号とするものでございます。続きまして議案第31号邑南町消防団条例の一部改正についてご説明いたします。この議案につきましても、前3議案同様「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布されたことに伴う改正でございます。それでは新旧対照表をご覧ください。第5条は欠格事項について規定しております。消防団員になることができない場合を列記しておりますが、表の右側、第1号の成年被後見人及び被保佐人を削除して、2号以下を左の改正後（案）のように繰り上げるものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議案第32号「邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正についてご説明いたします。今回の改正は、前4議案同様「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴うものが、まず1点目でございます。具体的には、新旧対照表5分の3ページをご覧ください。第23条第2項第2号において、この法律の公布により児童福祉法の第34条の20第1項第4号が第3号に繰り上げられたことに伴い、同法からの引用も、右側現行の第4号から左側改正案のとおり第3号に改正しようとするものでございます。また、その他の改正部分は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を定める厚生労働省令の一部改正に伴うもので、これは、家庭的保育事業者が、他の認可保育所などとの連携を確保する義務を、一定の要件のもとで緩和すること、及び、連携を確保しなくてもよい経過措置を5年間延長できるようにすること、そのほか条文整理などがその内容となっております。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則において、施行

日は、公布の日からとしております。次に議案第33号「邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正についてご説明いたします。今回の改正は、「子ども・子育て支援法」の一部改正、及びこれに伴う内閣府令の一部改正に基づくもので、この10月から全国的に実施される予定の「幼児教育・保育の無償化」のための規定の整備が主な内容でございます。具体的には、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、改正箇所が多いため、主要な部分のみご説明いたします。43分の1ページの条例の題名には「特定子ども・子育て支援施設等」という施設区分の名称を、また、43分の37ページからは約4ページにわたり、その「特定子ども・子育て支援施設等」の運営基準の規定を、第2章として加えております。これは、従来から認可されている幼稚園、保育園等以外の、例えば認可外保育施設のほか、多様な形態の幼児教育・保育等の利用者も、一定の要件を満たし、必要な手続及び確認を受ければ、無償化などの給付を認定できるよう位置付けるためのもので、43分の2ページから43分の3ページの第2条では、これら新たな給付認定と区別するために、現行の「支給認定」という用語を「教育・保育給付認定」に改正しており、この用語改正も今回の改正箇所の多くを占めております。また、43分の25ページから43分の28ページの第42条の改正は、議案第32号同様、家庭的保育事業等における連携施設の確保義務を緩和するための改正でございます。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則において、施行日は、「幼児教育・保育の無償化」の開始予定日である令和元年10月1日からとしておりますが、第42条の一部とこれに関連する第37条の改正については、公布の日から、とするものでございます。次に議案第34号「邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」の一部改正についてご説明いたします。この改正も議案第33号同様に「幼児教育・保育の無償化」に伴うものでございます。具体的には、新旧対照表をご覧ください。10分の2ページ以降が利用者負担額を規定する別表となりますが、現行では、別表は2項に区分され、10分の5ページ前半までの別表第1項が幼稚園等、第2項が保育等に関する表となっているところ、今回、3歳以上の児童について原則無償化とすることに伴い、3歳以上が対象となる幼稚園等に係る別表第1項を削除して、保育料等を規定する表のみとし、そのうち、3歳以上に係る右側から2つの欄を削除し、3歳未満児のみの利用負担額表としております。また、3歳未満児の住民税非課税世帯についても無償化となりますので、10分の6ページの階層区分2の利用負担額についても0円とするものでございます。そのほか、第3条から第5条及び別表備考中の改正は、議案第33号と同様の用語改正でございます。条例改正文の方に戻っていただきまして、附則において、施行日は、令和元年10月1日からとするものでございます。以上3議案につきまして、それぞれ、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○種町民課長（種由美） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 種町民課長。

○種町民課長（種由美） 議案第35号、邑南町印鑑条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、住民票等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施

行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行となることに伴うものでございます。それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。1ページ目でございますが、住民票の情報を元にして作成される印鑑登録及び印鑑登録証明書につきまして、旧氏併記に関する規定の整備や、その他所要の字句の整理を行うこととし、第5条、第6条、そして、2ページ目の第10条及び3ページ目の第15条につきまして、下線部分を改正するものでございます。条例の改正文にお戻りいただき、改正文の2ページ目をお開きください。附則として、条例の施行日を令和元年11月5日としております。続きまして、議案第36号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等において、消費税率が本年10月1日に8%から10%に引き上げられることに対応するため、直営診療所の手数料を引き上げること、また、各種健康診断や任意の予防接種などの使用料の規定を設けること、以上の点について必要な改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。はじめに1ページ目の第6条でございますが、全文改正とし、現行の一部負担金の規定を使用料及び手数料の規定に改めるものでございます。よって、現行の第7条を削りますので、以降の条文については一条ずつ繰上げの扱いとなり、あわせて字句の整理を行っております。2ページ目をご覧ください。別表でございますが、全部改正し、使用料を新設しております。なお、3ページ目の手数料につきましては、合併当時の金額は消費税分を含んでいない原価であるものとし、それぞれ新たな税率での金額に改正するものでございます。条例の改正文の2ページ目をお開きください。附則として、条例の施行日を令和元年10月1日としております。また、使用料等の経過措置として、3ページ目になりますが、施行日以後にかかるものに適用し、施行日以前にかかるものについては、従前の例によるとしております。続きまして、議案第37号、邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、議案第36号と同様、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等において、消費税率が本年10月1日に8%から10%に引き上げられることに対応するため、一般廃棄物収集処分手数料を引き上げること、また、特定家庭用機器再商品化法に規定する家電4品目の手数料の規定を削除すること、以上の点について必要な改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。はじめに、1ページ目現行の第8条第3項、家電製品の運搬手数料でございますが、この項を削り、あわせて2ページ目の現行の別表第2も削除するものでございます。これは、特定家庭用機器再商品化法に家電4品目について、小売業者の引取り義務が明記されており、近年は町に運搬依頼の実績もないためでございます。新旧対照表の1ページ目にお戻りいただき、改正後（案）の別表でございます。指定ごみ袋による一般廃棄物収集処分手数料でございますが、消費税について8%から10%に改正するものでございます。条例の改正文にお戻りください。附則として、条例の施行日を令和元年10月1日としております。また、手数料の経過措置として、改正文の2ページ目になりますが、施行日以後に行う処理にかかる手数料で施行日以後に納付するものについて適用し、それ以外の場合は従前の例によるとしております。以上、3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○三上水道課長（三上和彦） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上水道課長。

○三上水道課長（三上和彦） 議案第38号 邑南町水道事業給水条例の一部改正について、ご説明申し上げます。この度の条例改正は、水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されることに伴うものです。条例の主な改正点は、改正水道法第25条の3の2に規定される指定の更新に係る手数料の追加、政令の条文の改正に伴い、給水装置の構造及び材質の基準についての規定が第6条になることから条ずれの解消を図るものです。改正文の次に、1ページから新旧対照表をつけておりますので、お開きください。第9条第2項の現行は、指定給水装置工事事業者となっておりますが、改正後案は、町長が水道法第16条の2第1項の規定により指定した者に改めます。次に、第10条中、現行は、第4条を改正後案は、第6条に改めます。第11条中、現行は、水道法を、改正後案は、法に改めます。2ページをお開きください。第12条中、現行は、町長が法第16条の2第1項の指定した者を、改正後案は、指定給水装置工事業者に改めます。第31条の第2号を現行では第12条第1項の指定をするとき。を改正後案は、第9条第2項の指定をするとき。に改めます。また、第3号に新たに、法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき。1件につき5,000円を追加します。この金額については、下水道の指定業者継続登録手数料に合わせております。改正文にお戻りください。附則に、この条例は、令和元年10月1日から施行するとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

~~~~○~~~~

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第39号の提案理由をご説明申し上げます。議案第39号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございますが、これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員条例の制定についてでございます。詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 議案第39号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の制定についてご説明いたします。1ページめくっていただき、条文をご覧ください。この条例の趣旨を第1条に規定しております。地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条は定義でございます。条例中に用いられる用語について定義しております。第3条は会計年度任用職員の給与について規定しており、パートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員について給与に含まれる範囲を列記しております。第4条から第15条まではフルタイム会計年度任用職員の給料、手当等について第16条から第26条まではパートタイム会計年度任用職員の報酬手当等について規定しております。第27条では給与からの控除について、第28条では町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について、第29条では休職者の給与について、第30条では委任についてそれぞれ規定しております。附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。以上、邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。



**○石橋町長（石橋良治）** 議案第40から議案第45号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第40号令和元年度邑南町一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ5億8,219万3,000円を追加するものでございます。次に、議案第41号令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ196万2,000円を追加するものでございます。次に、議案第42号令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1,177万3,000円を追加するものでございます。次に、議案第43号令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ179万2,000円を追加するものでございます。次に、議案第44号令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ500万1,000円を減額するものでございます。次に、議案第45号令和元年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号は、歳入の組替えでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

**○白須財務課長（白須寿）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 白須財務課長。

**○白須財務課長（白須寿）** 議案第40号令和元年度邑南町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ5億8,219万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を122億2,844万2,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから4ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。詳細につきましては、後ほど「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。第2条の地方債の補正でございます。5ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。追加分としまして、現年発生農地補助災

害復旧事業債、現年発生農業用施設補助災害復旧事業債、現年発生農業用施設単独災害復旧事業債、現年発生林道単独災害復旧事業債及び現年発生公共土木施設単独災害復旧事業債で、本年7月に発生しました梅雨前線豪雨災害の災害復旧事業に係るものでございます。変更分としまして、過疎地域自立促進特別事業債は、80万円減額の3億1,440万円に、道路改良舗装事業債は、210万円減額の6,280万円に、過年発生農業用施設単独災害復旧事業債は、650万円追加の2,270万円に、臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴い7,728万6,000円追加の1億8,523万8,000円に限度額をそれぞれ変更するものでございます。これにより、地方債の限度額の合計を、14億4,093万8,000円とするものでございます。1枚めくっていただきますと、「予算に関する説明書」となっております。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから3ページは総括表となっておりますので説明に合わせてご確認ください。説明の方は4ページからさせていただきますので4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。主なものを説明させていただきます。9款地方特例交付金1項地方特例交付金でございますが、7月23日の交付決定により個人住民税、自動車税、軽自動車税の減収を補填する地方特例交付金を202万3,000円追加するものでございます。10款地方交付税1項地方交付税でございますが、7月23日の交付決定により普通交付税を1億2,523万2,000円追加するものでございます。下水道費における、有収水量の算出方法の見直しによる投資補正の増加などが要因でございます。12款分担金及び負担金1項分担金でございますが、11目災害復旧費分担金は、現年発生分は本年7月発生した梅雨前線豪雨災害分、過年分は平成30年に発生した豪雨災害の災害復旧工事に係る分担金を追加するものでございます。6ページをお開きください。14款国庫支出金2項国庫補助金でございます。3目民生費国庫補助金のうち1節社会福祉費補助金のプレミアム付商品券事業費補助金は、発行見込の商品券の額面の20%にあたる1,350万円を追加するものでございます。2節児童福祉費補助金の地域子ども・子育て支援事業補助金は幼児教育無償化に対応するための補助金を415万1,000円追加するものでございます。8目土木費国庫補助金は、社会资本整備総合交付金の交付決定に伴い、2節道路橋りょう費補助金を690万5,000円減額するものでございます。この補正により、歳出の維持費、道路新設改良費及び橋りょう新設改良費におきまして事業費の変更及び財源更正を行っております。8ページをお開き下さい。15款県支出金2項県補助金でございます。2目総務費県補助金1節総務管理費補助金のしまね総合交付金は交付額決定に基づき230万8,000円追加するものでございます。6目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の多面的機能支払事業補助金は、交付決定に基づき2,633万円減額するものでございます。10ページをお開き下さい。15款県支出金2項県補助金11目災害復旧費県補助金1節農林水産施設災害復旧費でございますが、本年7月発生した梅雨前線豪雨災害による農地災害と農業用施設の災害復旧に係る県補助金で、合わせて1,450万円追加するものでございます。17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金2節ふるさと寄附金は、寄附金の収入状況から今年度の寄附金額を2億5,万6,000円と見込み、1億7,000万円追加するものでございます。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、1億9,314万円減額し、今年度予定していた財政調整基金からの繰り入れを、繰り入れしないこととするものでございます。14目いこいの村・香木の森基金繰入金は、施設修繕の財源とするため415万8,000円追加するもの

でございます。15目ふるさと基金繰入金は、ふるさと納税に係るふるさと基金事業などの財源とするため、1億1,377万8,000円追加するものでございます。26目三江線跡地活用基金繰入金は、邑南町地域公共交通網形成計画策定費の財源とするため、289万3,000円追加するものでございます。12ページをお開きください。19款繰越金1項繰越金1目繰越金は、平成30年度決算の歳計剰余金として1億8,590万5,000円を追加するものでございます。20款諸収入5項雑入2目雑入でございます。3節過年度補助金等返還金は、邑智郡総合事務組合で行っております介護保険事業の過年度分負担金の精算分で、494万円追加とするものでございます。6節雑入の建物・自動車共済給付金は、町営三本松住宅の建物災害共済金の確定により、670万7,000円を減額するものでございます。21款町債1項町債でございますが、先ほど地方債補正で御説明いたしましたので省略させていただきます。16ページをお開きください。歳出でございます。歳出全般についてですが、平成30年度の決算結果から、各特別会計繰出金の調整を行っております。また、平成30年度の国県補助事業に係る事業費の確定があったものにつきましては、過年度分補助金等の返還金を計上しております。主なものをご説明いたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の002一般管理費のうち、03財政調整基金管理費は平成30年度決算に伴う歳計剰余金の処分として、財政調整基金への積み立てを2,497万7,000円追加するものでございます。16減債基金管理費も、平成30年度決算に伴う歳計剰余金の処分として、減債基金への積み立てを1億9,246万5,000円追加するものでございます。17ふるさと基金管理費は1億7,000万円の追加、18ふるさと基金事業費は1億1,258万1,000円の追加を計上しております。ふるさと基金につきましては、寄附された歳入をいったん基金管理費として全額積み立て、その中から事業に必要な額を基金から繰り入れ、基金事業費とする予算となっております。11目情報政策費の002電気通信事業特別会計繰出金は、電気通信事業特別会計への繰出金の調整により619万6,000円減額するものでございます。12目生活交通確保対策事業費13節委託料は、三江線跡地活用基金を財源に邑南町地域公共交通網形成計画を策定するため、289万3,000円追加するものでございます。25節積立金は、三江線代替交通確保事業として、平成29年度繰越事業で実施予定だった宇都井バス停留所整備工事が、用地取得の遅れ等により実施できなかったことを受け、繰越金を財源に三江線代替交通確保事業基金に積み立てるため、344万円追加するものでございます。18ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の001社会福祉総務費は、幼児教育無償化に伴う基幹システム改修に係る邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）の追加等でございます。015プレミアム付商品券事業費は、商品券の販売・換金業務を委託するため、13節委託料を1,350万円追加するものでございます。3目老人福祉費の003後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の調整により2,613万9,000円減額するものでございます。22ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の005下水道事業特別会計繰出金（生活排水等）は、下水道事業特別会計への繰出金のうち生活排水処理事業にかかる繰出金の調整によるもので、381万8,000円減額するものでございます。006直営診療所事業特別会計繰出金は、直営診療所事業特別会計への繰出金の調整によるもので、229万円減額するものでございます。24ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の005多面的機能支

払事業費は、交付決定に基づき、資源向上支払の施設の長寿命化に係る事務費と交付金を、3,517万円減額するものでございます。5目農地費の006下水道事業特別会計繰出金（農業集落排水）は、下水道事業特別会計への繰出金のうち農業集落排水事業にかかる繰出金の調整によるもので237万6,000円減額するものでございます。7款商工費1項商工費3目観光費の010いこいの村・霧の湯等管理費は、いこいの村しまねと霧の湯の施設修繕費を415万8,000円追加するものでございます。26ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費3目下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金のうち特定環境保全公共下水道事業にかかる繰出金の調整によるもので、571万8,000円減額するものでございます。8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費及び、28ページをお開き下さい。5目橋りょう新設改良費は、歳入で申し上げました社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う事業費の変更及び財源更正でございます。34ページをお開きください。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地災害復旧費のうち001農地災害復旧事業費（現年・補助災害）につきましては、羽須美地域2カ所、瑞穂地域4カ所及び石見地域2カ所の合計8カ所分の1,644万8,000円の追加でございます。2目農業用施設災害復旧費の001農業用施設災害復旧事業費（現年・補助災害）につきましては、羽須美地域2カ所分、1,138万2,000円の追加でございます。002農業用施設災害復旧事業費（現年・単独災害）につきましては、羽須美地域1カ所分、261万7,000円の追加でございます。006農業用施設災害復旧事業費（過年・単独災害）につきましては、事業費の確定に伴い27カ所分、1,009万7,000円の追加でございます。つづきまして、3目林道災害復旧費の003林道災害復旧事業費（現年・単独災害）につきましては、羽須美地域4カ所、瑞穂地域2カ所及び石見地域1カ所の合計7カ所分、1,820万円の追加でございます。11款災害復旧費2項公共土木災害復旧費1目公共土木災害復旧費の002公共土木災害復旧事業費（現年・単独災害）につきましては、羽須美地域7カ所、瑞穂地域11カ所及び石見地域1カ所の合計19カ所分、5,377万3,000円の追加でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○種町民課長（種由美） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 種町民課長。

○種町民課長（種由美） 議案第41号、令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ196万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,133万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページ・5ページをお開きください。今回の補正は、平成30年度の決算に伴います繰越金や平成30年度職員給与費等の精算及び本算定に伴います保険税の対応のため、それぞれについて必要な補正を行っております。はじめに、歳入でございます。1款、1項の国民健康保険税でございます。本算定に伴い、1,578万円減額でございます。9款、繰入金、1項基金繰入金でございますが、平成30年

度繰越金による財源振替で676万2,000円減額でございます。次に、2項他会計繰入金でございますが、平成30年度職員給与費等繰入金の精算として4万8,000円減額でございます。次に、10款の繰越金でございますが、平成30年度決算に伴い、2,455万2,000円追加でございます。続いて、歳出でございます。6ページ・7ページをお開きください。7款、1項の基金積立金につきまして、196万2,000円追加でございます。以上でございます。続きまして、議案第42号、令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,177万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,716万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、後程、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。第2条、地方債でございます。第2表「地方債」でご説明申し上げますので、予算書の4ページをお開きください。第2表地方債でございますが、矢上診療所医師住宅整備事業債としまして、限度額1,360万円。これは、矢上診療所の医師住宅として空き家改修事業に充てるものでございます。次のページから予算に関する説明書でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページ・5ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。8款の繰入金、1項他会計繰入金でございますが、阿須那診療所及び矢上診療所の運営費補てん分、合わせて229万円減額でございます。次に、9款、1項の繰越金でございますが、平成30年度決算に伴います繰越金として46万3,000円追加するものでございます。11款、1項町債でございますが、先程、地方債でご説明いたしましたので省略させていただきます。6ページ・7ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項施設管理費でございます。このたびの阿須那診療所の所長の退職に伴い、所長の変更とともに診療体制も変わりましたので、713万7,000円減額するものでございます。次に、3款、1項施設整備費でございます。矢上診療所医師住宅整備事業として1,890万4,000円追加でございます。次に、6款諸支出金、1項償還金でございますが、矢上診療所の過年度分の診療報酬返還のため、6,000円追加でございます。以上でございます。続きまして、議案第43号、令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ179万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,579万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページ・5ページをお開きください。この度の補正は、平成30年度の決算に伴います繰越金と平成30年度の療養給付費負担金の精算及び平成30年度の出納整理期間中に収入いたしました保険料について令和元年度に精算されることに伴い、それぞれ必要な補正を行うものでございます。はじめに、歳入でございます。5款繰入金の1項一般会計繰入金につきましては、1目事務費繰入金を36万円減額。これは、前年度繰越金に含まれております出納整理期間中に収入しました平成30年度保険料を差し引いた額でございます。続いて、3目の療養給付費負担金繰入金でございますが、平成30年度分の負担金精算に伴うもので2,577万9,000円減額でございます。次に、6款の繰越金につきましては、平成30年度決算に伴うものでございまして、215万2,000円追加でございます。7款諸収入、2項広域連合納付金でございますが、平成30年度の療養給付費負担金の精算に伴う超過分の返還金とし

て、2, 577万9, 000円追加でございます。続きまして、6ページ・7ページをお開きください。歳出でございます。2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1目の保険料等負担金につきまして、出納整理期間中に収入しました平成30年度分の保険料を令和元年度の歳出予算で広域連合に納めることとなっておりますので、繰越金に含まれております保険料分、179万2, 000円を追加するものでございます。以上、3会計につきまして、それぞれ地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○三上水道課長（三上和彦） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上水道課長。

○三上水道課長（三上和彦） 議案第44号令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ500万1, 000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ9億4, 249万7, 000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款・項の区分及び金額につきましては、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど「予算に関する説明書」の事項別明細書の方でご説明申し上げます。第2条、地方債の補正でございますが、4ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。変更分としましては、資本費平準化債の発行可能額確定に伴い、生活排水資本費平準化債が60万円減額、農業集落排水資本費平準化債が10万円減額、下水道資本費平準化債が100万円の減額で、これにより地方債の限度額の合計を1億5, 590万円とするものでございます。次に、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。この度の補正では、歳入は、繰越金の確定に伴います一般会計繰入金の減額、平準化債確定に伴います平準化債の減額及び繰入金の追加、下水道管支障移転工事を実施しないこととなったことによる雑入の減額、歳出は、下水道費の減額を行うものでございます。はじめに歳入でございます。6款の繰入金、2項の他会計繰入金を1, 191万2, 000円減額、7款の繰越金、1項の繰越金を1, 361万1, 000円の追加、8款の諸収入、1項の雑入を500万円減額、9款の町債、1項の町債を合計170万円減額するものでございます。次に6ページをお開きください。歳出でございます。3款の土木費、1項の下水道費を500万1, 000円減額するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○植田総務課長（植田弘和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） 議案第45号令和元年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳

入歳出予算の補正でございますが、今回の補正は、歳入予算の組み替えによるものでございますので、歳入歳出予算総額の増減はございません。歳入予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。次に補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。事項別明細書の2ページ、3ページをお開きください。この度の補正は、平成30年度決算による繰越金を計上するほか、繰越金で確保した財源の2分の1を電気通信事業基金繰入金の減額に充て、残りの2分の1を一般会計繰入金の減額に充てようとするのものでございます。以上、令和元年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、執行部の説明は終了いたしました。



## 日程第6 陳情文書表

●山中議長（山中康樹） 日程第6、陳情文書表を議題といたします。本定例会までに受理した陳情は、お手元に配布しております陳情文書表のとおりでございます。陳情第2号につきましては、産業建設常任委員会に付託しましたので報告いたします。



## 散会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。

—— 午後3時7分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員